

指定通所介護、介護予防通所介護相当サービス事業所「デイセンター寿楽」  
運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宝山寺福祉事業団が開設する指定通所介護、介護予防通所介護相当サービス事業所「デイセンター寿楽」(以下事業所という。)は、要支援・要介護状態等にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護、介護予防通所介護サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅介護サービス事業者、その他の保健、医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連絡に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイセンター寿楽
- (2) 所在地 奈良県生駒市有里町95-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(その他の業務との兼務を可とする)  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用申し込み等の調整、利用者の心身の状態等を把握して通所介護計画を作成するとともに、通所介護計画に基づいて介護が提供されるよう家族との連絡調整や居宅介護支援事業者及びサービス事業者等関係者との必要な連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上  
看護職員は、利用者の心身の状況を把握し、通所介護が適切に提供されるよう介護職員とともに、利用者及び家族に対して必要な助言、援助を行う。また健康管理上の助言や必要な場合には主治医等との連絡調整を行う。
- (4) 介護職員 5名以上  
介護職員は通所介護計画に基づいて介護の提供に当たる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上(他の業務との兼務を可とする)

心身機能の維持および日常生活の自立支援のために機能訓練を行う。

- (6) 事務等その他の職員 若干名を置くことができる。

事務等その他の職員は、必要な事務その他の業務を行う。

※ 以上の者は、同一事業所において一体的に運営される指定通所介護事業所「デイセンター寿楽」に配置された従業者と同一者とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 業務時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

通常サービス提供時間は、午前9時から午後17時00分までとする。但し、利用者の求めに応じて最長午後7時30分まで延長する。

(利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、指定介護予防通所介護相当サービスの利用者と合わせて32名とする。

(通所介護の内容)

第7条 通所介護は通所介護計画に基づき利用者の心身の状態に応じた適切な方法により機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行うものとし、次のサービスが含まれている。

- (1) 介護（デイセンターにおける入浴、排泄、摂食の援助並びに介護を含む日常生活上の必要な世話）

- (2) 機能訓練及びレクリエーションを含むアクティビティー

- (3) 健康チェック

- (4) 食事の提供

- (5) 入浴（介護を必要とする入浴、特別な入浴装置による入浴を含む）

- (6) 生活支援及びその他の相談・援助

- (7) デイセンターの送迎

2 入浴介護の実施に際しては、あらかじめ体温、血圧等の健康状態をチェックし入浴することの可否を判断してサービスの提供を行う。利用者の心身の状況から入浴することが不相当と判断した場合は、入浴を中止する。

3 サービスを提供するに当たって、居宅介護サービス計画が作成されている場合にはこの計画に沿って通所介護を提供する。また、利用者が居宅介護サービス計画の変更を希望する場合には、居宅支援事業者に連絡する等の必要な援助を行う。

4 指定通所介護を提供した際には、このことに関して定められた必要な記録を記載する。

(利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、該当指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、利用者負担割合の額とする。

2 法定代理受領とならない指定通所介護を提供した場合は、厚生労働大臣の定める基準を勘案した額をあらかじめ徴収し、保険給付が行われた後、清算する。

3 利用者の求めにより、介護保険給付に該当しない通所介護を提供した場合は、提供に要した費用を徴収する。ただし、介護保険給付があった場合に比して不合理の額とならないものとする。

4 通所介護を提供する際に、利用者の求めにより、通常必要とするサービス以外のサービスを提供した場合（時間の延長等を含む）は、それに要した実費相当額を徴収することができる。

5 通常の事業の実施地域として定める地域以外の地域に居住する利用者に対してサービスを提供した場合は、別に定める送迎に要する交通費を徴収する。

事業所の実施地域を越える地点から 50円/1km

6 食費 昼食 700円  
夕食 600円（延長利用の為必要な場合）

7 おむつ代 実費

8 日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者が負担すべきであると認められる費用。 実費

9 レクリエーション、趣味の活動等に要する費用であって、利用者が負担すべきであると認められる材料費等の費用。 実費

10 利用直前になって事故の都合により利用を中止した場合は、あらかじめ規定するキャンセル料。 700円（やむを得ない場合は除く）

11 前各項の費用の負担に関しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を求める。

12 指定通所介護（法定代理受領である場合を除く）に係る費用の支払いを受けた場合には、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他の必要な事項を記載したサービス提供記録を利用者に交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

生駒市市内全域

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第10条 指定通所介護サービスの提供を受けようとする利用者は、あらかじめ被保険者証等を提示し、被保険者資格、要介護認定等の有無及びその有効期間の確認を受けなければならない。

被保険者証の提示がない場合、あるいは提示を拒否した場合には、介護保険給付

として取り扱わないことがある。

- 2 被保険者証にサービスの提供に関して留意すべき事項等に記載がある場合は、その趣旨及び内容に沿ってサービスを提供する。
- 3 被保険者証にサービスの種類に関する指定があるにもかかわらず、サービスの提供を求められた場合は、介護保険給付以外のサービスとして取り扱う。この場合利用者はサービスの提供に要した費用の全額を負担しなければならない。
- 4 適切な指定通所介護を提供することが困難であると認められた場合は、速やかに居宅介護支援事業者に連絡し、又は適当な他の指定通所介護事業者等を紹介する等の措置を講ずる。
- 5 虚偽の申請による利用の申込み又は、他の者に感染する恐れのある疾患を有し通常の方法においては予防することが困難であると認められる場合若しくは重篤な疾患を感染させる恐れがあると認められた場合、その他正当な理由を有する場合には、サービスの提供を拒否することがある。
- 6 利用者及びその家族は、サービスの利用に際し、あらかじめ心身の状況等通所介護を利用するに当たって自ら必要な情報を提供することに努めなければならない。
- 7 利用者及びその家族は、サービスの利用に関する指示に従い、要介護状態等の悪化を予防し若しくは病状等の増悪を防ぐように努めなければならない。
- 8 利用者又はその家族の故意又は過失により、施設の設備、器具、用品に破損又は損害が生じた場合、その費用の弁償を求めることができる。

(市町村への通知)

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師等に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、その家族に連絡し並びに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 非常災害対策のために別途防災計画並びに非常災害対策計画を策定する。

- 2 前項計画に基づき年2回に避難訓練を実施する。
- 3 事業所は、前項の規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措

置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（身体拘束）

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第17条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第18条 利用者、市町村、その他関係機関から正当な理由に基づき、証明書、領収書、その他の必要な文章の発行を求められたときは、求めに応じて必要な文章等が発行する。

第19条 通所介護に従事する職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、正当な理由なくこれを他に漏らしてはならない。

- 2 職員は、職員でなくなった後においても前項の規定を守らなければならない。

第20条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための

方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第21条 職員は、利用者から利用料その他定めのある場合を除き、金品を受け取ってはならない。

第22条 提供した通所介護等のサービスについて利用者から苦情等を受けた場合、職員は速やかにその内容等を管理者に報告しなければならない。管理者は実情を把握することに努めるとともに迅速かつ適切にその対応策を講じる。また国民健康保険団体連合会、市町村等の関係機関からの利用者の苦情に関し、紹介、調査等の依頼があった場合には積極的にこれに協力するとともに、指導又は助言を受けた場合にはこれに従って改善を行う。

2 他のサービスの利用に関し苦情等を受けた場合、関係する居宅介護支援事業者に事情を報告する等、利用者が適切なサービスを受けられるように援助する。

第23条 通所介護に従事する職員等の資質の向上のために、随時研修の機会を設けサービスの質の向上を目指す。

第24条 指定通所介護の提供に関する諸記録を整備するとともに、これらの記録はサービス提供の完結の日から5年間保存する。

第25条 就業規則、給与規定、その他の服務に関する規定は、社会福祉法人宝山寺福祉事業団が定めるそれぞれの規定を適用する。

第26条 この規定に定めのない事項については、法律、政省令による他、必要に応じて法人において協議の上定めるものとする。

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。

改正 平成17年10月 1日

改正 平成18年 4月 1日

改正 平成21年 7月 1日

改正 平成21年 8月 1日

改正 平成22年12月 1日

改正 平成25年 7月22日

改正 令和 元年 9月 1日

改正 令和 3年11月10日

改正 令和 6年 3月15日